

誓約書

湘南港の 係留
陸置 施設の利用が承認された際には、「港湾の施設及び管理等に関する条例」、「同条例の施行等に関する規則」及び「利用者の心得」に定められた事項を守るほか、係員の指示に従います。

なお、これらのことに違反した場合における神奈川県及び湘南港指定管理者の措置に対しては、異議を申しません。

以上のとおり誓約します。

年 月 日

湘南港指定管理者
株式会社リビエラリゾート
代表取締役社長 殿

住 所

氏 名

印